社会資本整備審議会答申(案)について

社会資本整備審議会答申(案)

社会資本整備審議会は、平成16年1月26日付け国河政発第73号をもって諮問のあった「「川の365日」を重視した河川行政を展開するために、平成11年3月河川審議会答申を受け同年8月河川敷地占用許可準則を改正したところであるが、その後も河川敷地の多様な利用について引き続き要望があるので、これを受けて河川における治水、利水機能の確保及び河川環境に配慮しつつ、河川敷地の多様な利用により一層の推進を図る必要があると考えるが、その見直し方針はいかにあるべきか」に関して、当審議会河川分科会に付託して審議を重ねた結果、下記の結論を得たものである。

当審議会は、この答申に基づき、所要の措置を講ずることを要望する。併せて、社会経済状況等の変化に対応して、今後とも、適宜、河川敷地占用許可準則の必要な見直しを行っていくよう要望する。

記

一 河川敷地は、河川の流路を形成し、洪水の際には安全にこれを流下させ、 洪水による被害を除却し、又は軽減させるためのものであり、また、公共用物として、河川環境に配慮しつつ、他の利用に支障のない範囲で一般公衆の 多様な利用に供すべきものである。

また、平成9年度に新たに河川環境の整備と保全をその目的に位置付ける河川法の改正がなされ、河川の管理は、治水、利水及び河川環境の整備と保全が達成されるよう総合的に行うべきこととされたところである。

平成11年3月の河川審議会答申を受け、同年8月河川敷地占用許可準則を改正したところであるが、河川空間を活用してまちづくり、地域づくりを推進する動きが全国各地で生じていること等を背景に、その後も河川敷地の多様な利用については引き続き要望があることを踏まえ、河川敷地利用の選択の幅を広げることにより地域社会におけるこれらの動きを支援し、また、河川を含めた美しく風格のある国土の形成等のために景観法が今般制定されたことも踏まえ、河川における治水、利水機能の確保、河川環境及び河川景観に配慮しつつ、河川敷地の多様な利用のより一層の推進を図るため、これに対応した河川占用許可制度の一部見直しの必要性について検討を行った。

二 その結果、現行の河川敷地占用許可準則については、次のような視点から の一部見直しが必要であるとの結論に至ったので、同準則の一部を改め、河川 敷地の占用の許可のなお一層の適正化を図る必要があると考える。

- (1) 自然豊かで、貴重なオ―プンスペ―スである河川敷地については、河川環境及び河川景観に配慮しつつ、個々の河川の実態に即して、適正かつ多様な利用をより一層推進することにより、国民の河川への親しみを醸成していくことが必要となっており、このため、次の施設について占用施設への追加又は削除を行うこととされたい。
 - ① 河川空間を活用したまちづくり又は地域づくりに資する施設として、売店(周辺に商業施設がなく、地域づくりに資するものに限る)、便所、休憩所、ベンチ、水飲み場、花壇、防犯灯の追加
 - ② 防災活動に必要な施設として、防災用等へリコプター離発着場又は待機 施設、防災倉庫の追加
 - ③ 河川に関する環境教育又は環境意識の啓発のために必要な施設として河川環境教育施設、自然観察施設、河川維持用具等倉庫の追加
 - ④ 行政標識、観測・測定施設、アクセス通路、荷揚げ場、簗杭その他占用 許可施設の追加
 - ⑤ 料金所、待合所、地名表示、観光案内板の公共船着場の一体工作物の追加
 - ⑥ 占用施設からのモトクロス場の削除
- (2) 地域に密着している河川敷地の利用等に関しては、できるだけ地元市町村等の主体性が尊重されるよう、市町村等が参画できる範囲を拡大するための措置を講ずるため、包括占用許可が行われているところであるが、本制度のこれまでの利用実態を踏まえ、今後より一層活用されることを期すため、包括占用者の創意工夫が十分に活かされるような次の制度の改善がなされること。
 - ・包括占用許可を受けた市町村が、使用契約を締結することにより、NPO 法人がベンチ、花壇等の工作物の設置について河川敷地を利用することができるようにすること。
 - ・包括占用の特例として、他の占用施設との一体工作物としてのみ認めている売店、休憩所、便所、ベンチ、又は他の占用施設と一体をなす利用者のための駐車場を、包括占用区域全体に対する工作物、又は包括区域全体の利用者のための駐車場として、包括占用区域のレイアウトの中で自由に配置することを認めること。
 - ・包括占用者の許可対象範囲を市町村だけでなく、都道府県や第3セク ターにも広げること。
 - ・包括占用区域内で工作物の設置を伴わない等の一定のイベント利用等がなされる場合において、河川管理者の関与無く、市町村の包括占用者がその利用を認めることができる範囲を明確にし、イベント利用の促進を図ること。

- (3) 河川敷地の占用の許可に当たっては、地元市町村の意見を聴くこととされているところであるが、例えば、道路橋梁等の公共施設について継続して占用許可を申請する場合など、一律の取り扱いが適切でない場合もあるので、河川管理者の判断により地域の意見を聴かなくても占用許可を行えるように、河川行政実務の実態に即した手続きの一部見直しを行うこと。
- (4) 社会経済状況等の変化に対応して、適宜、河川敷地占用許可準則の必要な見直しを行っていくことが必要であることは、前文において記したところであるが、社会経済状況等の変化に柔軟かつ迅速に対応して、かつ、地域の特性に即して同準則を運用することを可能にするため、必要に応じ、同準則の特例を時限的措置として定め、積極的に社会実験を行えることとすること。
- (5) 美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び 個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに 国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする景観法 が制定されたことに対応し、河川における景観の保全を図るため河川敷 地占用許可準則における所要の改正を行うこと。
- (6) 一時的な占用の許可について、同一内容の占用について、繰り返し許可することにより、河川敷地占用許可準則第六及び第七の規定に反する許可をしてはならない等の制限を設けるなど適正な運用を確保する措置を講じること。
- 三 改正後の河川敷地占用許可準則の運用に当たっては、特に以下の点に十分 留意する必要がある。
 - (1) 占用の許可の目的となる施設等の範囲を従来より拡大したところであるが、一方、河川環境に対する国民の要請の高まりにも配慮し、その保全に一層努めること、河川管理者が個々の河川の個性や役割を踏まえた統一的な河川観を持つことが必要であること及び監督処分等の措置を強化し占用制度を適切に運営することが必要であること。
 - (2) 河川整備計画、河川環境管理計画等の河川敷地の利用に係るゾーニング等の計画を定め、これらの計画に沿った河川敷地利用を行うことが重要であること。
 - (3) 河川敷地の利用について、河川管理者が行政的に決めるに当たって、 地域の意見を十分に反映する手続きについての検討が必要であること。
 - (4) 河川敷地におけるヘリコプターの離発着施設等の設置については、地 震災害時等を想定した対応について、検討が必要であること。